

平成29年度（平成30年）4月採用

桐生市職員・消防職員 採用試験

申し込みは6月2日（金）から19日（月）まで



桐生市職員採用試験 上級行政・保健師・保育士

試験期日 7月23日（日）

場所 市役所

職種及び採用予定人数

上級行政 10人程度、保健師・保育士 各2人程度

内容 大学卒業程度（保育士は短大卒業程度）の教養試験、

専門試験、適性検査※上級行

問い合わせは、人事課人事担当（☎内線542）へ。

桐生市消防職員 上級採用試験

試験期日 7月23日（日）

場所 消防本部

採用予定人数

上級消防 7人程度

試験内容 大学卒業程度の教養試験、作文、体力試験

対象 平成3年4月2日から平成8年4月1日まで

に生まれた人

申し込み 6月2日（金）から19日（月）

までの間に、

直接（午前8時30分

から午後5時15分

まで、土・日曜日を除く）

又は郵送で、消防本部総務課へ。

郵送の場合は、6月19日（月）

までの消印があるものに

限ります。

試験案内と申込用紙は、消防本部総務課、

各消防署・各分署、市役所1階の

総合案内所、新里・黒保根支所、各公民館、

市ホームページに有ります。

なお、第1次試験合格者に対する第2次試験は

8月中旬、第2次試験合格者に対する第3次試験は

9月上旬の予定です。

問い合わせは、消防本部総務課庶務係（☎471701）へ。

平成29年度（平成30年）4月採用

桐生厚生総合病院職員 採用試験

職種及び採用予定人数

看護師 30人程度、薬剤師 若干人、

診療放射線技師 若干人、

臨床検査技師 若干人、

理学療法士 1人程度、

歯科衛生士 1人程度、

事務 若干人

受験資格

①年齢要件

看護師 昭和57年4月2日以

降

に生まれた人、薬剤師・診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・歯科衛生士

昭和63年4月2日以降に

生まれた人、事務 昭和63年4月2日から平成8年4月1日

までに生まれた人

②資格要件

事務以外の各職種については当該職種の資格（免許）を

持つ人又は平成30年4月まで

に取得見込みの人。※詳しくは、採用試験案内を御覧ください。

試験期日・内容

事務 7月23日（日）に1次試験（大卒程度の教養試験・

適性試験・作文試験予定）を

実施し、合格者に対する2次試験（面接試験）を8月下旬

に行う予定です。その他職種

は面接試験などを8月下旬に行う予定です。

申し込み 事務は、6月1日（木）から16日（金）まで、

その他職種は、6月1日（木）から7月21日（金）まで、

日、祝日を除く）の間に、

直接（午前9時から午後5時まで）

又は郵送で桐生厚生総合病院2階の総務課人事係へ。

郵送の場合は、締め切り日までの消印があるものに限りま

す。

申込用紙は6月1日（木）から同病院総務課で配布する

ほか同病院ホームページにも有ります。

問い合わせは、桐生厚生総合病院総務課人事係（☎447163）へ。

6月24日（土）・30日（金）、7月8日（土）の午前10時から（2時間程度）、

桐生厚生総合病院2階講堂で実施します。

希望する人は、事前に同病院総務課人事係へ申し込んで

ください。※病院見学は随時受け付けています。

後期高齢者医療被保険者証 希望者には簡易書留で郵送

後期高齢者医療保険に加入している人には、毎年7月中旬に新しい被保険者証を郵送しています。通常は普通郵便で郵送していますが、希望者には、簡易書留で郵送します。

簡易書留での郵送を希望する人は、6月30日（金）まで（土・日曜日を除く）に電話で申請してください。申請は、毎年必要です。

問い合わせは、医療保険課医療助成係（☎内線272）へ。

施設サービス利用時の 食費・居住費を軽減します

介護保険で施設サービスを利用する際の食費や居住費は自己負担となりますが、次の要件を全て満たす人は、自己負担が軽減されます。

- ①世帯全員が市民税非課税であること
- ②施設入所などで世帯分離をしている配偶者（内縁関係の人を含む）も市民税非課税であること
- ③本人及び配偶者（内縁関係の人を含む）が所有する預貯金などの資産の合計金額が、2,000万円以下（配偶者がいない人は、1,000万円以下）であること

なお、負担段階の判定に用いる収入には、非課税年金収入額も含まれます。対象となる人には「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので、介護保険の被保険者証、本人及び配偶者の預貯金などの資産が分かる物（通帳や有価証券など）の写し、印、マイナンバーカード（通知カードと本人確認書類）を持参し、市役所1階の長寿支援課又は新里・黒保根支所市民生活課で手続きしてください。

平成29年度分（有効期間は8月1日から平成30年7月31日まで）の申請は、7月3日（月）から受け付けます。

すでに介護保険負担限度額認定証を交付されている人は、7月31日が有効期限ですので、更新の手続きが必要です。

7月上旬に、申請用紙などを郵送します。軽減となる要件を確認の上、該当する人は必要書類を持参し、8月31日（木）までに長寿支援課又は新里・黒保根支所市民生活課で手続きしてください。

問い合わせは、長寿支援課介護管理給付係（☎内線391）へ。

年金相談窓口

桐生年金事務所では、毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は火曜日）の午前8時30分から午後7時まで、また、第2土曜日の午前9時30分から午後4時まで年金相談窓口を開設しています。

問い合わせは、桐生年金事務所（☎44-2311）へ。

国民健康保険高齢受給者証 希望者には簡易書留で郵送

国民健康保険に加入している70歳から74歳の人には、毎年7月中旬に新しい高齢受給者証を世帯ごとに郵送しています。通常は普通郵便で郵送していますが、平成29年度から希望者には簡易書留で郵送します。

簡易書留での郵送を希望する人は、6月30日（金）まで（土・日曜日を除く）に電話で申請してください。申請は、毎年必要です。

問い合わせは、医療保険課国保係（☎内線255・258）へ。

上場株式等に係る個人市民税・県民税の 課税方式が選択できます

特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡（源泉徴収がある特定口座）に係る所得については、4月1日から申告不要制度や総合課税、申告分離課税を選択することで、所得税と異なる課税方式での個人市民税・県民税の課税を選べるようになりました。

所得税と異なる課税方式を選択する場合は、納税通知書が送達される日までに、確定申告書とは別に個人市民税・県民税の申告書を提出してください。

なお、総合課税や申告分離課税を選択すると、国民健康保険税が増額となる場合があります。

問い合わせは、税務課市民税担当（☎内線226）へ。

国民年金保険料

納め忘れはありませんか

保険料を未納のままにしていると、年金額の減額や年金が受け取れなくなる場合があります。また、障害年金や遺族年金が受けられなくなる場合があります。

保険料の納付には口座振替の「早割」がお得です

通常の振替日は翌月末ですが、申し出により、当月末振替の「早割」にすることで1か月当たりの保険料が50円割引になります。

一度手続きをすれば、毎月の保険料が指定の預金口座から定期的に引き落とされるので納め忘れがなくなります。また、6か月・1年・2年分をまとめて前納するとさらにお得です。

問い合わせは、市民課年金係（☎内線273）又は、桐生年金事務所（☎44-2311）へ。

年金受給者が所在不明となった場合には 届出を

所在不明となって1か月以上経過した場合、世帯員（住民票上の世帯が同一の人）は所在不明である旨の届け出が必要です。生存の事実確認ができない場合は、年金の支払いが一時止まります。

また、所在が明らかになった時には、止まっている年金の解除の手続きが必要です。

問い合わせは、桐生年金事務所（☎44-2311）へ。